

江府町

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月

第1次改訂 平成30年3月

第2次改訂 令和4年4月

第3次改訂 令和8年4月

江府町教育委員会

奥大山江府学園

I いじめの定義と考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第2条より＞

◇「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わない。同じ学級や部活動の児童生徒だけでなく、塾やスポーツクラブ等児童生徒が関わっている仲間や集団などの人的関係も指す。

◇「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。（けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。）

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。

○いじめの実態は多様であり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件のみをいじめかどうかの判断基準に限定することのないよう留意すること。（本人が否定する場合であっても、児童生徒の表情、様子などをきめ細かく観察する等の確認が必要。本人や周辺の状況を客観的に確認し判断することを排除するものではない。また、ネットいじめなどでは、本人が気づかない場合でもいじめが起きる場合がある。）

○いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく「いじめ対策委員会」等の組織を活用すること。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ対策委員会」へ情報共有することが必要。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものもあり、そのような場合は、教育的な配慮や被害者の意向等に配慮しながら、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を行うこと。

文部科学省「いじめ防止基本方針(平成25年10月/平成29年3月改定)」より

2 いじめに対する基本的認識

- ・いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、将来的にいじめを受けた児童生徒の心に長く、深い傷を残すものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為である。(法4条)
- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る可能性がある。
- ・いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、全ての児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- ・いじめの防止や解決のためには、学校のほかに家庭・地域・関係機関に加え、児童生徒自身も、それぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。
- ・子ども社会は大人社会の反映でもあることから、大人が「心豊かで安全・安心な社会」を作ろうとする共通の認識を持つことが不可欠である。

II 本町の実態

本町は少子高齢化の中で年々児童生徒数も減少し、基本的にはすべての学年が1学級の構成人数となっている。そのため、保育園からの人間関係がそのまま学校へ継続され固定化する傾向にある。それぞれの関係が本人にとって心地よい環境でない場合、時間経過が長くなるほどストレスが強くなる環境でもある。また、人間関係につまずいたとき、その解消に向けて新たな関係を築く機会が少なく、不登校等の行動になって現れることもある。

一方で、少人数であることは、児童生徒一人ひとりをより深く理解することが可能である。また、日頃から児童生徒の様子を細かく観察することで、人間関係のつまずき等を早期に発見し、早い段階で対応することができる環境にある。また、小集団であることは、集団としてのまとまりや団結力、また学校への帰属意識等を高めやすい環境であるとも言える。

学校は、このように子ども達を取り巻く環境を認識したうえで、適切な人間関係づくりに向けた指導を行わなければならない。また、同年齢だけでなく、異年齢または地域とのつながりの中で自分らしさを発揮させることも、本町児童生徒に必要な取組である。配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う必要がある。

集団の大小にかかわらず、全ての児童の「居場所づくり」に努めることは当然であるが、本町の実態に合わせ一人ひとりに応じたきめの細かい指導を行うことにより、児童生徒が自己有用感を持ち、仲間と望ましい人間関係を形成していくことが大切である。

III 教育委員会におけるいじめ防止のための取組

1 学校との連携による取組

(1) 教職員の資質向上のための研修

いじめの防止等のための対策に関する研修や、アセスメントに基づいた対応に関する研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

(2) インターネット上のいじめ防止

情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭での

ルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

2 学校への支援及び指導

(1) 相談体制の充実

いじめの未然防止及び早期発見を図るため、学校におけるスクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）等の専門的な人材の活用を推進し、相談支援体制の充実を図る。

(2) 学校の実態把握と支援・指導

日頃から学校の実態把握に努め、学校や保護者からいじめの報告や訴え等があった場合には、当該学校への支援・指導及び当該保護者への対応に当たる。また、必要に応じて、人的配置も含め、学校の取組に対して適切な支援・指導を行う。

(3) 関係機関との連携

いじめの問題への対応に当たり、必要に応じて警察や児童相談所、福祉機関等の関係機関と連携し、学校の取組を支援する。

3 幼児期からの取組

保育士等と連携しながら、発達段階に応じて、思いやりの心や相手の気持ちを尊重する態度を育む取組を推進する。

IV 学校における取組

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめ対策委員会を中核とした一致協力体制を確立し、教育委員会と連携し、学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策を推進する。

1 学校におけるいじめの防止のための方針と組織

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法13条)

①学校方針の公表と周知

学校は、「学校方針」をHPに掲載、その他の方法により、保護者、地域住民が「学校方針」の内容を確認できるようにする。また、その内容を、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明をする。(国ガイドライン第2章第1節)

②学校評価による取組の検証

学校は、「学校方針」に基づくいじめの防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。

児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価の観点として設定する。(法34条関連)

(2) いじめ対策委員会とその役割

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法22条)

①いじめ対策委員会の設置と構成

いじめ防止には、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することが不可欠である。その中核となる常設の組織として、学校は、校長のリーダーシップのもと「いじめ対策委員会」を設置する。いじめにつながる情報が一部の教職員にとどまることなく、集約できる仕組みづくり、いじめ対策委員会が組織的対応の中核として機能するような体制づくりを行う。この委員会には管理職を含めた複数の教職員の他、可能なかぎり心理や福祉の専門家(SC、SSW)等も参加し、実効性のある構成とする。

また、児童生徒のいじめにつながる行為・行動・トラブル等の情報集約する担当を設け、その担当は、管理職への報告、いじめ対策委員会の判断のもとでの対応等の中心を担う。

②いじめ対策委員会とその役割

ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見

- ・いじめの相談・通報を受ける窓口を設け、相談者・通報者が安心して話せる環境を整える。
- ・児童生徒のいじめにつながる行為・行動・トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるよう、情報を集約する体制づくりを整える。
- ・いじめと疑われる事案の情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有化を図る。

ウ いじめの認知

- ・情報の迅速な共有、聴き取り調査等による事実関係の把握、いじめの認知を行い、組織的な対応を開始する。

エ 初期対応・事実対処

- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等の体制、対応方針の決定や保護者との連携を組織的に行う。

オ 取組を検証する役割

- ・年間計画に基づいたいじめの防止等に係る校内研修の企画、実施をする。
- ・いじめ防止の取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に機能しているかの検証、見直しを図る。

2 学校におけるいじめを生じさせない取組（未然防止・平時からの備え）

（1）教職員のいじめ対応の理解と意識向上

①校内研修会の企画・実施

すべての教職員が研ぎ澄まされた、あたたかい人権意識を持って児童生徒の対応に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながりや同僚性・協働性を向上に努める。学校は、いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施する。

②法、方針、ガイドライン、「学校方針」の理解

年度初めの職員会議や研修において、すべての教職員が、いじめの定義の正しい理解や組織対応のあり方、いじめへの適切な対応、重大事態への対処について認識を深める。

（2）児童生徒のいじめの理解と意識向上

学校は、「すべての児童生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成」及び「いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり」のために、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

（3）配慮が必要な児童生徒へ日頃からの対応

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、その行動につながる要因や背景をアセスメントし、十分留意しながら的確に対応する。

日常的に、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、児童生徒がお互いを認め合う人間関係を構築するなど、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（4）道徳教育及び体験活動等の充実

学校は、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳教育や教育活動全体を通じた体験活動の充実を図るとともに、いじめに直面したときに適切に行動ができる児童生徒の育成をめざす。

（5）自ら考え、行動する力の育成

学校は、児童生徒が深い自己理解に基づき、主体的に自己実現の道を選びとることができる自己指導能力を育成する。

< 2（2）～（5）における具体的な取組 >

◇児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む

いじめの未然防止においては、児童生徒一人ひとりが、日常の中でいじめの兆しに気づき、適切に判断し行動できる力を育成することが重要である。あわせて、児童会・生徒会活動を通じて、児童生徒自らがいじめ問題について考え、議論すること等の活動、主体的に行動する取組を推進し、学校全体のモラル意識の向上を図る。

◇心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

児童生徒の円滑な人間関係づくりや社会性の育成を図るため、日常の教育活動を通してコミュ

コミュニケーション力を高めていくことが求められる。そのため、授業においては「話す・聞く」といった言語活動の充実を図り、自分の考えを伝える力や相手の思いを受け止める力を育む。

また、ふるさと魅力発信科等における地域学習や職場体験学習などの体験活動を通して、社会性や他人の気持ちを共感的に理解する力、豊かな情操を培うとともに、意見を調整しながら課題を解決したり、自分の言動が周囲に与える影響を考えて行動したりする経験を重ね、円滑に他者とコミュニケーションを図ることができるようにする。

◇主体的な学びによる安心できる学級づくり

授業においては、全ての児童生徒が参加し、活躍できる学習展開を大切にする。児童生徒が主体的に学ぶ授業は、学力の向上にとどまらず、自信や学ぶ楽しさを育み、互いを認め合い、安心して学べる学級づくりにつながる。配慮が必要な児童生徒については、個に応じた適切な支援を行い、本人の自信や意欲を高めるとともに、周囲の児童生徒に対しても正しい理解を促す指導が大切である。また、授業中の学習規律やあいさつなど、望ましい生活習慣を身に付けさせることも、児童生徒のモラル意識を高めていくうえで重要な取組である。

◇自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくり

児童生徒が心身ともに健やかに成長していくためには、自己有用感や充実感を育むことが不可欠である。そのため、一人ひとりのよさや可能性を生かした活躍の場を意図的に設定し、達成感や成長を実感できるよう、発達段階や個に応じた価値づけを行う。体育祭や文化祭などの行事において一人ひとりに活躍の場を与え、学校や学年への所属感や連帯感を高めることも大切である。さらに、家庭や地域と連携し、学校外においても児童生徒が認められ、支えられていると実感できる機会の充実に努める。

(6) 情報モラル教育の充実

学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害であり、被害者に深刻な影響を与えるおそれのある行為であることを理解させるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。(法第19条)

特に、SNS等のインターネット上のいじめは、外部から見えにくく匿名性が高いなどの特性があるため、安易に行われやすい一方で、一度拡散した画像や動画等の情報を完全に消去することは極めて困難であり、被害者だけでなく学校、家庭及び地域社会にも大きな影響を及ぼす可能性がある。このため、インターネット上のいじめの特性を踏まえ、児童生徒に対し、その危険性や責任について理解を深める指導を行う。

<インターネット上のいじめの例>

- ・ SNS や掲示板、メッセージアプリ（LINE 等）において、特定の児童生徒を誹謗中傷する書き込みを行うこと。
- ・ SNS やグループチャット等において、特定の児童生徒を仲間外れにすること。
- ・ 本人の許可なく、写真や動画、個人情報等をインターネット上に掲載・拡散すること。
- ・ 悪意のある噂や根拠のない情報を SNS 等で拡散すること。

- ・ SNS やメッセージアプリ等で、嫌がらせや誹謗中傷のメッセージを送ること。
- ・ なりすましアカウントを作成し、本人の名誉を傷つける行為を行うこと。
- ・ 不適切な画像や動画の送信を強要すること、またはそれらを拡散すること。

< 2 (6) における具体的な取組 >

◇児童生徒対象にしたケータイ・インターネット教室の開催

インターネットの匿名性などの特性について児童生徒に理解させるため、情報モラル教育の充実を図るとともに、ケータイ・インターネット教室などを開催する。

◇保護者との情報共有と家庭でのルールづくり

全国的にLINE等のSNSによるいじめが深刻化していることから、保護者が、児童生徒が陥りやすい危険性などについて主体的に学ぶ機会を設けるとともに、携帯電話（ネットにつながる携帯音楽・ゲーム端末も含む）等の使い方について各家庭を通じた指導の推進を図る。

(7) アンケート等の活用

一人ひとりのストレスを見取るために、日々の観察はもちろんのこと、アンケートや教育相談等を実施し、学級集団の理解や多面的に個々の児童生徒理解に努める。

(8) 家庭・地域社会との連携

より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくり学校運営協議会、保護会等で協議し、構築する。

3 学校におけるいじめに気付く取組（早期発見）

(1) ささいな変化も見逃さない教職員の意識

児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

(2) アンケートの調査、個人面談の実施

学校は、いじめの未然防止の観点からも実施する定期的なアンケート調査や計画的な教育相談、気になる様子の児童生徒がいた場合の即座の面談等、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの発見に努める。（法16条1項）

< 3 (1) (2) における具体的な取組 >

◇児童生徒の状況把握

児童生徒の人間関係の変化に留意し、生徒指導上の問題行動が生じているときは、同時にいじめが行われていないか留意する。

◇情報の共有体制

情報やいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報は、生徒指導担当（集約・整理担当）に報告し、情報を蓄積する。

4 学校におけるいじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対応）

問題の兆候の把握に努めた結果、いじめに係る情報があった場合は、校長は速やかにいじめ対策委員会を招集し、事実に基づきいじめの認知を行うとともに、指導体制及び指導方針を決定し、組織での確実な初期対応・事案対応を行う。

（１）いじめの事実確認と報告

学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の事実確認を行い、その結果を教育委員会に報告し（法２３条第２項）、必要に応じて教育委員会とともにいじめへの対応に取り組む。いじめに係る情報を適切に記録しておく。

（２）いじめを受けた・いじめを行った児童生徒等やその保護者への対応

<いじめを受けた児童生徒への対応>

①安全確保

ア いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するため、不安の軽減に努めるとともに、状況をきめ細かく把握し、複数の教職員が連携して見守りを行うなど、適切な支援を行う。

②心身のケア

ア いじめを受けた児童生徒の自尊感情を高めるよう配慮するとともに、心理的ストレスの軽減を図るため、スクールカウンセラー（SC）等と連携し、いじめを受けた児童生徒及び保護者への心のケアを行う。

イ 必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等への専門的な対応を行う。

③心情の理解、ニーズの確認

ア いじめを受けた児童生徒の心情を理解し、適切な支援を行うためにニーズの確認を行いそれに基づいた支援を行う。

④学習支援

ア いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

イ いじめを受けたことにより継続して授業に参加することが難しい児童生徒に対しては、別室での学習支援やオンライン授業等の活用により、学習機会の確保に努める。

<いじめを行った児童生徒への対応>

①指導及び組織的な対応

ア いじめを行った児童生徒に対して、いじめを生んだ背景事情や人間関係の問題など、いじめに至った要因や背景を適切に把握し、自らの行為の問題点に気付かせるよう、個に応じたきめ細かな指導を行う。

イ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じる。

②専門機関との連携

- ア SCやSSW等とともに、保護者や専門機関との連携をとりながら、指導・対応を行う。
- イ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、所管警察署と連携して対処する特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に連絡し、援助を要請する。(法23条6項)

<いじめが起きた集団への働きかけ>

いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせたり、たとえ止めさせることはできなくても誰かに知らせたりする勇気を持つよう伝えるとともに、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しても、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

<集団への働きかけの具体的な取組>

◇いじめを自分の問題として捉える態度の育成

話し合い等を通して、自分自身の行動によっていじめは深刻化したり改善に向かったりすることを理解させ、いじめを自分のこととしてとらえさせる。

◇いじめを許さない態度と道徳的実践力の育成

学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育て、問題解決のために自らが行動できる道徳的実践力を高める。

<いじめの解消の基準>

学校は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること

(少なくとも3か月を目安)

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する) であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

V 家庭における取組

1 いじめ防止の取組への協力

保護者は、国、江府町、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努める。(法9条3項)

2 家庭における規範意識の育成

保護者は子どもへの教育の第一義的責任を有しているため、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努める。(法9条1項) 他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、保護者として「心豊かで安心・安全な社会をつくる」という認識を持ち、日々の関わり

の中で適切な姿勢を示す。

3 学校・関係機関との連携

保護者は、子どものささいな変化に気付き、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携を取るよう努める。

VI 地域における取組

(1) 地域による子どもの見守り

地域において子どもたちが利用する様々な施設・機関が、学校も含めて互いに連携し、子どもたちの気になる様子が見られる際には、声かけや学校への連絡を行うなど、地域全体で子どもを温かく見守る取組を推進する。

(2) 学校・家庭・地域の連携による課題共有

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の取組を通して、いじめ問題等の課題について学校・家庭・地域の関係者で共有・協議する。

(3) 地域ぐるみのいじめ防止体制の推進

地域の関係機関等と連携するとともに、地域住民の協力を得ながら、地域全体で子どもを見守り育てる体制づくりを進め、地域ぐるみでいじめ防止に取り組む。(法第15条第2項)

VI 重大事態への対処等

いじめの重大事態

①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(児童生徒が自死を企図、身体または金品に重大な被害、精神性の疾患を発症 等)

②児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(年間30日が目安。ただし、一定期間連続欠席がある場合は、学校の判断で調査)

※①、②に共通する事項

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(真摯に受け止め、報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てを受けたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、いじめ対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。)

1 重大事態調査の基本的な考え方

(1) 重大事態調査の目的

重大事態調査は、いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いのある児童生徒(以下「対象児童生徒」)の尊厳を保持するため、重大な被害に至った事実関係を可能な限り明らかにすることを目的として実施する。(国ガイドライン第1章第2節) 調査結果を踏まえ、対象児童生徒への心のケアや必要な支援を行うとともに、いじめを行った児

児童やいじめに関わった児童生徒（以下「関係児童生徒」）への指導・支援を行う。また、同種の事態の再発防止のため、教育委員会及び学校が今後取り組む対応策を講ずる。

（２）調査の性格

この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。（文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「国のガイドライン」という）第１章第１節）

２ 重大事態への対処

（１）教育委員会への報告

学校は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、速やかに教育委員会に報告をする。発生した「いじめ」が重大事態と認定した場合は、ただちに、江府町いじめ問題調査委員会設置条例（平成 28 年条例第 4 号）に基づき、「いじめ問題調査委員会」を組織し、調査等の対応に当たる。

（２）教育委員会又は学校による調査

①調査主体の決定

教育委員会が主体となるか、学校が主体となるかについては、個々の重大事態の状況に応じて教育委員会が判断する。（国のガイドライン第 6 章第 1 節）

②学校主体による調査と教育委員会の支援

不登校重大事態については、原則として学校が主体となり調査を行う。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は必要な指導及び支援を行う。（法第 28 条第 1 項）学校主体の調査では十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施することがある。

③調査組織の構成

ア 調査組織は、調査主体が判断して設置する。調査に当たっては、従前の経緯や事案の特性等を踏まえ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制・組織とする。

イ 必要に応じて、専門家及び第三者を加えた調査組織となるように努める。特に自死事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等、専門的な見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い事案は、第三者の参画等、調査組織の構成について熟慮する。

（３）事実関係を明確にするための調査の実施

教育委員会及び学校は、いじめの行為が、いつ、誰が、どのような態様で行われたか、またいじめを生んだ要因や背景、児童生徒の人間関係、学校・教職員の対応等の事実関係について調査する。さらに、日頃のいじめ防止等の体制や取組が適切であったかについても検証する。（国ガイドライン第 3 章第 1 節）

(4) 適切な支援・指導

学校は、調査結果を踏まえ、当該児童生徒やその保護者に適切なケア・指導を行う。対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。また、関係児童生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(5) 事実関係の報告・説明

教育委員会又は学校は、対象児童生徒やその保護者等に対し、調査開始前に調査の趣旨等を説明するとともに、調査により明らかになった事実関係について説明する。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切に経過を報告するとともに、他の児童生徒のプライバシー保護など関係者の個人情報に十分配慮する。

(6) 事後の再発防止の取組

学校や教育委員会においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

3 報告の流れ

重大事態が発生した際には、学校は、事実関係や調査結果について、教育委員会を通じて町長に報告する。(法第30条第1項)

4 町長による再調査等

町長は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨の報告・調査結果を受け、必要があると認めるときは、再調査を行う。再調査を行ったときは、町長は、議会に報告するとともに、町長及び教育委員会の権限及び責任において、重大事態への対処・再発防止に取り組む。

附 則

この方針は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。